

「第12回 第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する検討部会」  
議事要旨

日 時 令和4年3月8日（火）午前10時～10時40分  
場 所 太陽生命日本橋ビル12階 証券団体会議室  
出席者 東崎部会長ほか各委員  
テ ー マ 「暗号資産ファンドに係る不招請勧誘の規制」の検討

1. 議事概要

金融庁より、暗号資産ファンドに係る不招請勧誘の規制の検討の要請を受けたところ、本検討部会の開催に先立って、金融庁監督局証券課長から以下のとおり、挨拶が行われた。

【証券課長】

- ・ 令和元年の金融商品取引法等の改正により、暗号資産に係る販売・勧誘に関する規制が整備され、暗号資産取引や暗号資産関連店頭デリバティブ取引には不招請勧誘が禁止された。また、投資信託では、暗号資産は非特定資産に該当し、投資目的として組成することは適切ではないとされている。
- ・ 一方で、集団投資スキーム持分（以下「ファンド」という。）は、多様な経済的機能を持つファンドの組成が可能であり、法令上は暗号資産を組み入れたファンドの組成や販売を禁止するものではない。もっとも、暗号資産は、価値の裏づけとなる資産等がなく、その価値を観念し難いこと等から、暗号資産を投資対象とするファンドについても、不招請勧誘が行われた場合、顧客がリスクを誤認するおそれが高まることが懸念される。
- ・ 既に暗号資産を投資対象とするファンドの販売事例があり、今後さらに増加することも考えられるため、一定のルールを設けることが望ましいのではないかと考えている。
- ・ 以上を踏まえて、投資者保護、さらにはファンドの投資者からの信頼性確保の観点からも、今般、暗号資産を投資対象とするファンドについて、ファンドの特性も踏まえ、まずは自主規制において勧誘のルール策定に向けた検討をお願いしたい。

事務局から、配付資料に基づき、「暗号資産投資ファンドに係る不招請勧誘規制の検討」について説明が行われた後、各検討事項について、意見交換が行われ、主な意見は以下のとおりである。

#### 【委員】

- ・ 現物の暗号資産について、不招請勧誘の規制が課せられている現状において、ファンドについて課せられていないのは、規制のバランスを欠いている状況だと考えられるため、規制を課すことに賛成である。
- ・ 不招請勧誘の規制は勧誘規制として非常に強力であり、規制対象は慎重に考えるのが基本的な考え方であるが、現状、暗号資産は非常に投機性が高いと言わざるを得ないと考えている。
- ・ 規制の適用除外の範囲について、ファンドについては多様な商品組成が可能であるから、継続的取引関係について適用除外しないというのは妥当であると考えている。
- ・ 改正案では、「暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に定める暗号資産をいう。）を運用対象に含む」とあるが、僅かでも運用対象に含まれていれば規制の対象になるという理解でよいか。また、投資目的に含まれていれば、運用当初には投資されていなくても、規制の対象となるという理解でよいか。
- ・ 例えば、ヘッジ目的や余剰資産の運用のため投資するというのは、実態として考えがたいと思っている。
- ・ 事案として把握している訳ではないが、例えば、飲食店などの事業を出資対象とするファンドで、お客様からの決済を暗号資産で認めている場合に、暗号資産がファンド財産に入ることがあり得なくはない。（投機的ではない）貨幣の代替的な決済手段となる暗号資産が普及してきた場合には、規制の網が広過ぎることになる可能性はあるのではないかと思う。
- ・ 現状では一律に規制の対象とし、投機的なものとそうでないものが明確に区別できるような暗号資産が登場した場合など、社会情勢の変化等に応じて、規制の見直しをすることでよいのではないか。

#### 【事務局】

- ・ 運用対象に含む暗号資産の比率については、その数値の合理的根拠を見だしづらいため、仮に僅かでも暗号資産が運用対象に含まれていれば規制の対象にしたい

と考える。

- ・ 今回は改正案のとおりとし、今後状況変化により、見直しを行うことも考えられる。

## 2. 今後のスケジュール

- (1) 事務局において諸準備を行ったうえ、「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の一部改正（案）について、パブリックコメント手続に付す予定。
- (2) 政策委員会及び理事会に諮り、それぞれ承認を得た後、速やかに本規則の改正を行う。

(配付資料)

「暗号資産投資ファンドに係る不招請勧誘規制の検討」

以 上